

# 青年法律家協会規約

## 第1章 総 則

**第1条** 本会は、青年法律家協会と称する。

**第2条** 本会は、事務局を東京におく。

## 第2章 目的および事業

**第3条** 本会は、憲法を擁護し、平和と民主主義および基本的人権をまもることを目的とする。

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1、調査ならびに研究
- 2、教育ならびに啓蒙
- 3、法律問題処理に関する知識ならびに技術の提供
- 4、その他必要な諸活動

## 第3章 会員および賛助会員

**第5条** 第3条の目的に賛同する青年法律家は、本会の会員となることができる。本条にいう「青年法律家」とは、法科大学院生及び司法試験法第4条1項二号に規定されている「司法試験予備試験に合格した者」を含む。

**第5条の2** 下記の会員については、議長の発議に基づく総会の承認により、退会処分とし、また、退会勧告をすることができる。但し、同承認は出席会員の3分の2以上の賛成をもってする。

- (1) 本規約に違反した者
- (2) 協会の目的に反する行為をした者
- (3) 協会の名誉を毀損する重大な非行をした者

**第5条の3** 下記の会員については、会員からの発議に基づき、本人に弁明の機会を与え、所属支部が存在する場合には議長が当該支部の意見を聴いた上で、議長の決定により、退会処分とし、また、退会勧告をすることができる。

- (1) 第17条の会費の未納額が3年分を超え、かつ支払う見込みのない者
- 2、議長は会員資格調査委員会を設置し、会員の資格に関する調査審議を委嘱する。
- 3、会員資格調査委員会は、会員の資格に関し調査審議した結果を議長に報告する。委員会の構成および手続きについては、別に定める規程による。

**第6条** 本会は賛助会員をおくことができる。

## 第4章 組 織

### 第1節 総 会

**第7条** 本会は、毎年1回定時総会を開き、必要に応じ、臨時総会を開く。

**第8条** 総会は、議長が招集する。議長は、各部会の請求または会員50名以上の請求があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

**第9条** 総会は、左の事項を決定する。

- 1、活動の基本方針
- 2、会計報告の承認
- 3、規約の改正
- 4、議長、副議長、事務局長の選出

## 5、その他重要事項

**第10条** 総会の議決は、出席会員の過半数をもってする。但し、規約の改正は出席会員の3分の2以上で決する。

**第11条** 議長は、本会を代表し、副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時、議長に代ってその職務を行う。事務局長は、日常会務の執行にあたる。

### 第2節 部会および支部

**第12条** 本会には左の部会および各期会（以下部会という）を設け、会員は職能に応じ各部会に属する。

- 1、弁護士学者合同部会
- 2、司法修習生各期会
- 3、法科大学院生部会

**第13条** 各部会は、本会の目的と活動の基本方針に則り、それぞれ自主的に運営されるものとする。

**第14条** 各部会は、地域別に支部を設けることができる。

**第15条** 弁護士学者合同部会と司法修習生各期会、法科大学院生部会は活動その他必要な事項について連絡、協議するために、それぞれから選出された連絡委員をもって、連絡会議を構成する。定例連絡会議は毎月1回、臨時連絡会議は必要に応じて開催する。連絡会議の運営については、連絡会議において細則を定める。

**第16条** （削 除）

### 第5章 財 政

**第17条** 本会の会員および賛助会員は、左の会費を納付しなければならない。

- 1、会員の会費は、各部会が定める。
- 2、各部会に所属しない会員の会費は、本会が定める。
- 3、賛助会員の会費は年額1口金1,000円以上とする。

**第18条** 会員は、その所属する部会に会費を納入し各部会の経費は、その部会の収入をもって充てる。賛助会員の会費はそれぞれの関係部会に納入する。

**第19条** 各部会に所属しない会員の会費は事務局に納入する。

**第20条** 事務局の経費は前条の会費と各部会の拠出金をもって、連絡会議の経費は連絡会議を構成する各部会の拠出金をもって、それぞれ充てる。

### 第6章 附 則

**第21条** 本規約は、昭和45年7月11日から施行する。

**第22条** 本規約改正当時存在する支部は、弁護士学者合同部会の支部とみなす。

## ○組織運営の原則に関する確認

部会制の明確化に伴い、次の原則を確認する。

- (1) 協会が、他の団体に加入する場合、または、協会の名において決議・声明等を発表する場合、およびそれぞれの部会が他の団体に加入する場合は各部会の一致の議を経ることを要する。
- (2) （削 除）
- (3) 司法修習生会員は、実務期間中、弁護士学者合同部会の支部活動に参加することができる。

（以上、1970年第21回総会）

## ○規約の解釈運用に関する決議

規約第5条の「青年法律家」とは司法試験に合格し、司法研修所に入所することを予定する者を含む。

(以上、1984年第35回総会)

#### ○「組織運営の原則に関する確認」の変更

1970年度第21回総会における「組織運営の原則に関する確認」の「(2) 各部会および各支部は、従来の慣例を踏襲し、係属中の具体的訴訟事件について、その名において弁護団を構成し、もしくは、支援または反対の決議・声明等をしてはならない」を削除する。

(以上、1997年第48回総会)

#### ○規約の解釈運用に関する決議

規約第5条後段にいう「法科大学院生」とは、法科大学院に在籍している者及び法科大学院を卒業したものをいう。ただし、司法研修所に入所しない者を除く。

(以上、2005年第56回総会)

#### ○規約の解釈運用に関する決議

規約第5条後段にいう「司法試験予備試験に合格した者」は、司法研修所に入所しない者を除く。

(以上、2019年第70回総会)